

税制調査会（第13回総会）議事録

日 時：平成29年10月23日（月）13時00分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○中里会長

それでは、時間となりましたので、第13回税制調査会を開会いたします。

前回の総会では、経済社会の構造変化に対して税制としてどのように対応していくのかという点について、税務手続の電子化を目指すという観点に基づいて財務省と総務省からそれぞれ資料を御説明いただいた上で、皆様にも御議論いただきました。それに加えて、国際課税についてもBEPS行動計画を踏まえた現在の検討状況などを事務局から御説明いただき、これについても皆様から御意見を頂戴いたしました。

本日の会議の進め方ですが、前回総会の結びでも申し上げたように、前回に引き続き経済社会の構造変化に対して税制としてどのように対応していくのかという点について議論を続けていきたいと思っております。

それに先立ちまして、先般からアナウンスさせていただいておりましたが、本日はまず最初に有識者の方からのヒアリング及びそれに関しての質疑応答、意見交換を行わせていただきたいと思います。

本日は、大変御多忙の中、大和総研の鈴木政策調査部長と市川政策調査部副部長に、お越しいただいております。どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日もペーパーレス会議とさせていただいておりますので、御理解と御協力、よろしく願いいたします。

それでは、申し訳ありませんが、ここでカメラの皆様は御退室をお願いいたします。

（カメラ退室）

○中里会長

それでは、最初の議題である有識者の方からのヒアリングに入りたいと思いますが、その前に、本日欠席の佐藤委員及び神津里季生特別委員から意見書が提出されていますので、他の資料と同様に皆様のデスクトップ上に格納しております。適宜ご参照ください。

では、改めまして御紹介をさせていただきます。本日は大変お忙しい中、大和総研から、鈴木準政策調査部長、市川拓也政策調査部副部長のお二人にお越しいただきました。

それでは、早速ですが、ICT化を踏まえた経済・社会の現状等について、御説明を賜りたいと思います。

鈴木部長、よろしく願いいたします。

○鈴木準大和総研政策調査部長

大和総研の鈴木でございます。

本日は、お話をさせていただく機会を頂戴いたしまして、大変ありがとうございます。よろしくお申し上げます。

今日は「付加価値源泉の構造的変化の可能性とシェアリングエコノミーの拡大」というテーマでお話をさせていただきます。

早速、1ページからです。ここ数年の官民を挙げての成長戦略の成果というのは、私は5年後、10年後にならないと正しく測定はできないと思っておりますが、これまでのところ、日本経済の成長力は成熟した先進国の中でも低い状況にあると思っております。

これは生産性の水準や伸びが低いということでありまして、ただ、発射台が低いということは、それを高める余地はかなりあるということでもあり同時に考えておまして、1ページの右図をご覧くださいますと、我が国の産業全体を見ますと、機械ですとか建物といった伝統的な投資のウェイトが高く、いわゆる知識資本投資のウェイトが小さかったのではないかと。知識資本投資と申しますのは、この図の凡例に書いてあるようなものですが、こういう投資は、製品・サービスの革新や品質向上、生産プロセスの効率化あるいは需要者側の選好に供給者側から変化を生じさせる手段、といった点で有効であると考えられる投資です。そういった投資がこれから出てくるとすれば、今とはだいぶ違った景色が経済の姿としてあらわれてくる可能性も高いのではないかと考えているところです。

2ページですが、政府では、今、名目GDP600兆円ということを一つの目標に掲げていらっしゃると思いますが、私は実質、名目の両方重要だと考えておりますけれども、600兆円経済の意味というのは、新しい投資を行って人々のQOLを高めて、超高齢社会でも活力のある超スマートな社会をつくるということが含意されていると理解しております。

左図が供給側から名目GDPのこれまでの推移を見たものですが、産業高度化や社会の多様化に伴って、非製造業のウェイトが高まってまいりました。三面等価ですので、右図で需要側を見ておりますが、官民の資本形成の構成比が下がりまして、官民合わせた消費の構成比が上がってきているという変化を見ていただけたらと思います。

3ページですが、その消費について、家計消費を形態別に見てみますと、左図ですがサービス化が進んでおります。右側の図は目的別に見たものですが、食料品の割合が下がる、衣服なども下がっているいろいろな多様化していると言えらると思います。

4ページです。さらに家計がどこで今、商品やサービスを購入しているのか見ますと、長期的には一般小売店が減って、スーパーやコンビニのウェイトが高まって、最近ではディスカウントストアですとか通信販売、これにはインターネットによるものも含まれますけれども、そういったところが増えていて、非常に買う場所も多様化しています。

右図は購入形態、支払方法ですが、日本は治安が良いですし、偽造紙幣もほとんど

ありませんので現金の使用割合が国際的に見ても非常に高いわけではありますが、しかし、明らかに現金以外での支払いの割合が高まっている。2014年で現金の割合は83パーセントですが、費目別で見ますと例えば、被服・履物は現金59パーセント、家具・家事用品70パーセント、交通・通信72パーセント、教養娯楽で76パーセントなどとなっております。それらはクレジットカードや電子マネーで支払いがされているということです。

世界的に見ますと、リテール決済ではスマートフォンなどを使ったモバイル決済が急速に拡大していると言われておりますけれども、ただ、今年6月に確か日銀から出ておりました決済システムレポートの別冊を見ますと、それはリテール向け銀行サービスが発展していない中国などで非常に広がっていて、先進国ではまだモバイル決済の使用はそう多くはないのが今のところだということです。フィンテックという潮流の中で今後モバイル決済の普及・拡大がどうなるかは、利便性がどのように広く認識され、また、安全面、セキュリティ面がどう確保されていくのか次第だと思います。

今、申し上げてきましたモノやサービスを買う場所、あるいは決済方法が変わってきているということを模式的に示したものが5ページです。左側の「単純な構造」とありますのが伝統的な生産と消費の構造でして、生産者がニーズを推定して作って、消費者は一定のコストをかけて世の中の商品やサービスを探すといえますか、検索をして、それで気に入れば買って代金を支払うという伝統的なスタイルです。

それに対して、右側の「効率化された構造の例」では、ITですとかインターネットを使って消費者側が得られる情報量はものすごく増えていきますし、検索コストは劇的、革命的に低下しております。それによって、サービスの種類、品質、価格、提供のタイミングや提供場所などを安価で迅速に詳細に折り合わせるができるプラットフォームが出現してきました。生産者と消費者の間にある、いわゆる情報の非対称性がかなり小さくなった状況を示しています。このプラットフォームというのは生産者の供給と消費者の需要をマッチングするという機能、受注・発注や決済を行うというユーザーのインターフェースとしての機能、個々の消費者ごとに必要なものを必要なだけそろえるという機能などを持つものであり、いわば付加価値生産の源泉の構造を変える1つの新類型であるというように私どもは捉えております。

実体経済は金融とコインの裏表ですので、今、ソーシャルレンディングですとかP to P金融ですとか、クラウドファンディングですとか、フィンテックと言われている潮流とセットでこうした実体経済の変化も広がりつつあるのかなと思っております。

6ページですが、そうした消費の多様化といえますか、プラットフォームの登場はIT技術の進歩だけではなく、それを受け入れる意識の変化もあるだろうと思うわけです。消費者の意識として、生活上の意識として、「できるだけモノを持たない暮らしに憧れる」という方が半分以上で、右図では、「値段が安くても品質のよいものは買える」という割合が約7割となっております。これはつまり、値段が高いものを買う

ことが決して望みではないし、値段が高いことが自分の求める価値を現しているわけではないということではないかと思えます。こうした意識は、この後に申し上げるシェアリングエコノミーと親和性があると考えられますので、人々がシェアリングエコノミーを受け入れやすくなっている、あるいは受け入れやすくなっていく方向にあるということではないかと思えます。

7ページが政府の今の方針ですが、構想ではなく現実のものとして盛んになりつつあるプラットフォームを通じた経済取引の典型がシェアリングエコノミーだと思えます。未来投資戦略2017でも、ここに書いてあるようなことが書かれており、経済活性化や国民生活の利便性向上ということで非常に期待されています。

いわゆる政府CIOの下にも昨年11月にシェアリングエコノミー促進室が設置されており、シェアリングエコノミーの定義はここに書いてある通りです。政府全体として強く推進する体制をとられているものと理解しております。

下に箇条書きで書いておりますけれども、今あるのだが、その有用性が知られていない、あるいは自分は不要だが、ほかの人は必要なもの、これを使うようにすることは供給側では生産性の向上そのものですし、需要側では潜在的な需要の顕在化であります。しかも、需要側ではそれが廉価で入手できるのであれば、そこで生まれた余剰を他の消費に充てることができるか、あるいは提供した側も何がしかの所得を得るとすれば、それを消費に充てることができる。差し当たりの付加価値生産としてはマッチングのところの情報生産であるわけでございますけれども、しかし、そういう取引が増えるということは、伝統的な生産と消費というやり方に新しい刺激を与えることになります。

不稼働資産は身近な言葉で言えば「もったいない」ということですので、社会の持続性ですとか環境問題などを含みますエシカルな取引として、成熟した今の時代には受け入れられやすくなっているのかなと思っております。

8ページですが、シェアリングエコノミーの仕組みと拡大の背景ということですが、一言で申し上げれば、不特定多数の間で提供者が持つモノや能力、能力とはスキルとか知識ですが、これを別の人が利用する取引であって、貸したい人・売りたい人と、借りたい人・買いたい人をインターネット上で24時間365日、リアルタイムでタイムリーにマッチングするということです。

これで実現する取引は、供給側と需要側が合意できた範囲だけですので、必要な分だけ、つまり、無駄のない取引でして、そういう取引を可能にしたのは言うまでもなくインターネットやスマートフォンです。これはプロではないアマチュアのサービスである、プラットフォーム事業者ではなくて個人が責任主体である、個人は提供者にも利用者にもなる、モノやサービスの品質は利用者による提供者に関する事後評価の公開や利用者同士でも評価し合うことによって担保されている。これらが特徴だと思えます。

9 ページにお進みください。分類の仕方は色々ございますが、空間、移動、モノ、スキルなど、様々あります。これらは一例でして、「利用したい」と「提供したい」とのマッチングがシェアリングエコノミーの本質ですから、今は存在しない様々な取引が今後出てくるのではないかと思います。

10 ページが、もう一つ整理として従来型の生産・消費とシェアリングエコノミーの違いです。第一に、従来型は大量に製造して、その商品・サービスが需要者側にうまくたどり着いたときに消費される。これに対して、シェアリングエコノミーは必要な分だけ、欲しい分だけを必要なときに、結果的には小口にカスタマイゼーションされた形で消費される。

第二に、従来は道路運送法ですとか旅館業法ですとか、業法規制で質が担保されています。情報の非対称性から消費者が業法規制で守られているということでしたけれども、シェアリングエコノミーでは相互評価、信頼の連鎖によって質が担保されるのが基本になっています。

第三に、伝統的な事業者から消費者がモノやサービスを購入していたのに対して、シェアリングエコノミーでは個人間の取引ということになります。

11～13 ページが主な代表例です。11 ページは民泊ですが、民泊を含むホームシェアは、自宅の空き部屋を有効に活用したいという人とホテルより安く泊まりたいという人のマッチングです。これは、住宅宿泊事業法が制定、公布されているのは皆様御存じの通りでして、来年6月までに施行されると承知しております。

12 ページがライドシェアですが、これは海外で拡大が著しい分野でして、余裕のある時間を有効活用したいという、運転をして人を乗せるという移動手段の提供者と、できるだけ安く移動したいという利用者とのマッチングです。これについては、我が国ではまだ解禁されていないといえますか、日常の生活の中で人々が使うということに至っていませんけれども、一番上のポツに書きましたが、訪日外国人と在住外国人の間で白タク行為が広く行われているとの報道があります。そのインプリケーションとしては、利用者と提供者、プラットフォーム事業者それぞれの居住地ですとか国籍が様々であるということについて、シェアリングエコノミーをどう考えていけばいいのかという課題があるということではないかと思います。

13 ページがクラウドソーシングです。これは不特定多数、すなわち、クラウドに対して仕事やサービスの提供を依頼するものですが、左側の円グラフをご覧くださいと、個人ないし中小零細企業による利用が多いということですし、右の図をご覧くださいと、主に合理化、効率化のメリットを求めてクラウドソーシングを利用しています。これは具体的にはウェブアプリの開発ですとか、サーバー構築ですとか、あるいはデザインとか画像データの加工といったものが多いようですが、これまでですとスキルを売る、知識を売るというのは、普通は会社に属して、つまり、雇用契約を結んで労働を提供するのが基本形でしたが、プラットフォームがあることによって、

個人でサービスを売ることが可能になっているということです。これは今、働き方改革で、事情に合わせた自由な働き方、兼業・副業のあり方、テレワークの拡大といったことが議論されておりますので、それとも密接な関係があるかと思えます。

14ページはシェアリングエコノミーの市場規模、経済効果ですが、グローバルの市場規模が一番上にあり、その下にマッチング手数料で見た国内の事業規模を記載しています。これは前々回の政府税調の資料にも入っていたようですが、ここでは追加で提供側が得ている収入で市場規模を見ますと、情報通信総合研究所さんがリリースされた数字を引用させていただくと、ここに記しましたような金額が推定されるということでもあります。

さらに下の囲み、ITの戦略的活用について民間の立場から政策提言を行っていらっしゃる新経済連盟さんの提案を見ますと、ホームシェアではインバウンド消費まで含めると10兆円台の経済効果。仮にライドシェアが解禁されれば、人々のモビリティが向上して3.8兆円の効果があると試算されております。

15ページにお進みください。シェアリングエコノミーのプラス面の期待が大きな取引でして、新しい生産関数の登場、すなわちイノベーションであって、成長や競争の新しい機会と言えるだろうということでもあります。これは今まで収益性が無かった遊休資産の効率的な活用ということで、新しいビジネス機会ですし、多様な働き方、柔軟な雇用形態という意味では、一億総活躍社会の実現にも資するところがあると思えます。さらに、地方創生、地域共助、都市政策としても期待されており、公共交通機関が利用できない地域ですとか、自らの運転が難しい高齢者の移動手段ですとか、自治体だけでは対応力に厳しさが増している中で、住民の移動、子育て、観光、空き家問題、商店街の活性化といったことにシェアリングエコノミーは有効ではないかと考えられています。

右下に図がありますが、事前規制型で、業法で規制している世界では、参入規制があって競争が制限されていたかもしれないということではありますが、これに対して共有する経済を市場メカニズムでやるというシェアリングエコノミーは、ニーズの変化に柔軟に対応したり新しい技術、アイデアを速やかに社会実装したりできるということが言えるのではないかと思います。

一方で、可能性を秘めているシェアリングエコノミーですが、当然、メリットとの裏表で健全な発展に向けては課題も結構あると思えます。16ページですが、1点目がインターネット特有の匿名性により生じる課題と書きましたが、購入したものが既に壊れていたとか、取引を行ったら、その後にトラブルになったといったことが実際に起きております。

伝統的な取引であれば製造者が誰であるか、販売者が誰であるか、これを容易に特定可能ですので消費者は保護、救済されるわけですが、シェアリングエコノミーの場合、利用者、消費者が見えているのはプラットフォーム事業者で、仮に提供者が匿名

である場合は、何か問題が起きた場合に必要十分な対処をしえないケースがあるのではないかと思います。もちろん、きちんとやっておられるプラットフォーム事業者も多いと思いますけれども、仕組みの建付けとして提供者と利用者との匿名による相互評価が消費者を守るという考え方に立っているところがあります。そうした相互評価の有効性は認めるべき部分があるとはいえ、その半面、偶然に問題がなかったので高評価になっているといったことを妨げないということを考えますと、プラットフォーム事業者による本人確認などの制度のあり方も検討課題だと思います。

17ページに2点目、プロすなわち事業者ではなく個人であることにより生じる課題です。誇大広告などの不当な表示あるいは誤認を招くような表示については景品表示法で国による改善命令や課徴金を課すといった仕組みが整備されていますし、通信販売などについては、特定商取引法で各種の行政規制、クーリングオフなどの民事ルールが整備されていますけれども、その規定の適用は事業者に限られているのです。シェアリングエコノミーでプレーヤーのどこまでが事業者と言えるのか明確でないということを考えますと、取引の公正な競争条件を整えて消費者の安全を確保するためのイコールフットイングのあり方も論点になるだろうと思います。

事業者という点では、シェアリングエコノミーで既存の業法規制の適用関係が不明確である場合には、具体的な事業計画に基づいて規制の適用を確認する制度、「グレーゾーン解消制度」が活用されておりますけれども、ここで申し上げたいことは、他方で、従来型の業法規制からすると、消費者保護の公正な競争のための土台に乗ってこないケースがシェアリングエコノミーではあり得るということです。

18ページですが、3点目が税制上の課題でありまして、①として、「商品・サービスの提供者の所得把握」と書きました。これは一定の匿名性があるC to Cという特性がありますので、所得把握を含めた取引関係の可視化が困難ということは税制上の論点だと思います。これは世界共通であろうと思いますところ、前々回の政府税制調査会の資料を拝見しましたら記述がありました。フランスではプラットフォーム事業者を定義して、税務上の法定調書の提出義務などを法令で規定して、今後、施行予定になっているようです。フランスも産業政策あるいは国民生活においてデジタルエコノミー化を推進しているわけですが、消費者保護ですとか公正な課税ですとか、そういう観点からルール整備を順次行っていると理解しております。

イタリアでもプラットフォームを利用して得た収入について課税のルールを定めて、プラットフォーム事業者に源泉徴収を義務付ける法案が議会で審議されていると聞いております。

②は利用者側ですが、今、東京都と大阪府が宿泊料金1万円以上の場合に、宿泊税を徴しておりますけれども、京都市も宿泊税を導入する条例を議会に提出したと聞いております。北海道、金沢市などでもそういう議論があるようです。各地域でインバウンド市場拡大のためのシェアリングエコノミーということで考えますと、宿泊です

とか自転車のシェアですとか色々あると思うのですが、法定外税を税収用途を含めてどのように活用し得るかということも論点であろうと思います。

③はプラットフォーム事業者への課税のあり方です。マッチングという情報生産がプラットフォームが生み出している付加価値、すなわち所得を生み出しているというわけですが、取引はインターネットを使ってボーダーレス化していますので、二重非課税とか二重課税にならないように記録や課税、納税について国際的な調和をどうとるのかという課題もあろうかと思えます。

最後に、19ページのまとめです。日本ではシェアリングエコノミーを利用するという意向は必ずしも一般の中ではまだ高くないわけであります。それは安全性、品質、お金のやりとりが不安だとかトラブルになった時の対処が不安だとか、あるいは実際に困っているケースがあるということですが、そこはやはりシェアリングエコノミー拡大のために、利用者は相手が必ずしもプロではないということを十分理解するとか、プラットフォーム事業者が定めたルールを守るとか、シェアリングエコノミーのメリット、デメリット、リスクをよく理解するといったことが基本であります。ただ、市場を発展させていく上で、相互評価や自主ルールだけでは安全・安心の確保や既存事業者との公正な競争が確保できるかどうかという点は論点であろうと思えます。

今、プラットフォーム事業者の認証の仕組みはシェアリングエコノミー協会でもう既に審査と認証が始まっていますし、シェアリングエコノミーのプレーヤーが負う賠償責任を補償する保険商品なども出ております。さらなるブラッシュアップが期待されるところだと思えます。

私は、シェアリングエコノミーは個人の責任で市場化するという柔軟性がポイントですので、角を矯めて牛を殺すような規制、あるいはプラットフォーム事業者間の競争を阻害するような規制には慎重であるべきだと考えます。しかし、身体や生命の安全にかかわるような分野、あるいは公序良俗に反するような取引について、既存の法令で十分規制できないのであれば、それへの対応も検討が必要かもしれません。

課税につきましては、日常の生活の中でもったいないという意識ですとか節約の工夫で得た全ての利益に課税するというのは、なかなか国民的理解が得にくいと思えますし、実際に所得の捕捉も困難だと思えます。しかし、一方で、インターネットを利用して、不特定多数を相手に反復継続して取引を行えば結果的に所得を得て課税されなければならないケースも当然ながら増えてくると思えます。課税については、同種のサービスを提供しているのであれば、既存事業者とシェアリングエコノミーのプレーヤーで同じ扱いでなければなりませんし、シェアリングエコノミーのプレーヤーの中でも税制上の不公平があってはならないというのは一般論として申し上げられると思えます。その際、どのように所得を把握するのか。プラットフォーム事業者に何らかの協力を求めることは可能なのか。これは課税当局のお立場から重要な問題だと思

います。

一方、シェアリングエコノミーのプレーヤーの立場からも、どのような場合は非課税あるいは課税最低限以下なのか。どのような場合に申告・納税が必要になるのか。所得の計算はどう行うのか。納税のためにはどういう書類が必要なのか。ここはサービスの提供者側の立場にも立っていただいて取扱いの明確化、利便性の向上、手続の簡素化も含めて、周知広報も必要ではないかと思えます。現状でも譲渡所得が非課税とされる生活用資産をめぐっては課税処理の取扱いでしばしば問題になっているようですし、給与所得者のいわゆる確定申告不要の20万円基準も必ずしも広く理解されているわけではないように思います。我が国も諸外国と同じように、取引のインフラとして税制を含めたルールの整備について、シェアリングエコノミー推進の観点から御検討いただいて市場の健全な発展を実現していただきたいと強く考えているところでございます。

以上です。

○中里会長

鈴木部長、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、皆様から御意見、御質問等があればお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

御説明ありがとうございました。

今の御説明のシェアリングエコノミーに対する考え方ですが、お話の中では、利用する人も供給する側も個人が対象で、プラットフォームがあって、今までに収益性が無かった分野がビジネスになるというようなメリットがある行為との御説明でしたが、いくつか私は疑問があります。まず、対象が個人というのは当てはまらないのかなど。私は大田区に住んでいて、民宿を最初に規制緩和してやったところなのですが、ビジネスチャンスとみて企業が乗り込んできているというのが現実です。

そのシェアリングエコノミーの本質は、自分で資本を投下したり社会資本の投下量をなるべく小さくしてミニマムな投資でサービスを受けられるようにしようということに本質があるように思うのですが、そういったことから言えば、組合だとかコミュニティがそういったものを採用していくような流れにある気がするのですけれども、そういったことについて、本質として全く違うものなのか、シェアリングエコノミー経済については、また別の話としてシェアリングエコノミービジネスということをお考えになっているのか、この辺りについてお考えをお聞きしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○中里会長

鈴木部長、お願いいたします。

○鈴木準大和総研政策調査部長

ありがとうございます。

今日は主にC to Cに軸足を置いて御説明申し上げました。民泊なども実態としておっしゃるような形で広がってきた。ただ、一部で個人も始めているということがあって、法律も整備された。まさに住宅を宿泊施設として事業として使うということです。もちろんB to BあるいはB to Cという取引を妨げるものでは全くございません。シェアリングエコノミーは定義があってないようなところもございますので、それは従来型の企業、団体だけではなく、おっしゃるような組合ですとかコミュニティでそういったものを供給していく。非常に懐が深いといえますか、広がりの可能性を持っているものがシェアリングエコノミーだと考えております。

○中里会長

田近先生、お願いします。

○田近委員

どうもありがとうございました。

シェアリングエコノミーと税の関係をどう考えるかということに関しての質問ですが、聞き漏らしていたら失礼ですが、大ざっぱに言って、シェアリングエコノミーというのはプラットフォームを介した一連のビジネスと考えていいですね。ここでの課題は、シェアリングエコノミーが非常にすごい勢いで発達しているときに税制はそれにどう追いついていくか、あるいは税制の課題は何かということで、明らかにC to Cの場合には、個人の売上げ等の申告をきっちりつかまなければいけません。あと、プラットフォームが海外にいるときにはどうしたらいいか。日本でプラットフォームを介して仕事をしているようだけれども、そのプラットフォーム自身が外国にあって所得が外国に行ってしまったときにどうするか。前回の総会でも出てきたPEの問題とか、これに関わりますね。

もう一つは9ページですが、要するにシェアリングエコノミーで何が出てくるか。民泊とかメルカリとか、まさにプラットフォームがいて、利用者とプロバイダーをつなぐ、あるいはモノを売る人と買う人をつなぐ。それが先ほど言った典型的なC to Cの問題。

もう一つは、スキル・知識の方で、家事サービスや日曜大工など色々あって、これがまさにイメージ的に言うと家事サービスしたい人がいる。それがプラットフォームに登録する。そうすると何々さん、何月何日に働いてくれますかということで働く。その人が請負労働になってしまうわけですね。パートタイマーでも何でもなく。だから、プラットフォームを介した典型的には家事サービス等が請負労働になってきたときに、それにきっちり税がかけられるか。あるいはもっと進んでくると、家事サービス会社が人を雇って派遣すると、それは正規にせよ、非正規にせよ、給与所得をもらいますから、社会保険料が発生する。だけれども、プラットフォームを介しての

請負になれば社会保険料を払わないですね。

お聞きしたかったのは、そのシェアリングエコノミーを介してどういう税制の問題が出てくるのか。そのうち、どれが今の我々の税制では対応し切れないのかということをお教えいただければと思います。

○中里会長

いかがでしょうか。

○鈴木準大和総研政策調査部長

シェアリングエコノミーの場合は、基本、雇用契約ではなく、田近委員がおっしゃるように請負等々の形でやるものだったり、あるいはそもそもそこまでいかないものもある。そういうこれまでの雇用契約で技能を提供するというものでは全くなくなってきた中で、では、そこでどういう税制が必要かというのは、今日、私どもで何か税制がこうあるべきだとか、こういう問題があるのでこうしたらどうかという何か結論をお持ちしたわけではなく、先ほど御説明したような匿名であるからどうであるかとか、あるいはそもそも事業者でないことをどう考えるかとか、外国人だったりプラットフォームが海外にいたので情報がうまく得られなかったり、そういうことが実際にあると思います。これはそれぞれ全て論点で、一つずつ検討していただかないとルールが明確になりません。一番まずいのは正直にやる人だけが負担をして、どこかに抜け穴があって非常に不公平になることです。あるいは既存のシェアリングエコノミーではない形でやっている事業者とシェアリングエコノミーでやる事業者の間で不公平があっては困るので、今日は問題を御提起申し上げるという趣旨で御説明しました。お答えになっているかわかりませんが、雇用契約でないというのはおっしゃる通りです。

○中里会長

おそらく、様々な形態のシェアリングエコノミーについて、形態別に分類して、そのそれぞれにどのような課税がというのをやっていく具体的な作業が必要になってくるのかもしれないですね。それをお聞きになったわけですね。急にここでは難しいですね。

梅澤特別委員、お願いします。

○梅澤特別委員

御説明ありがとうございます。内容は大変わかりやすく感謝します。田近委員が言われたことも私は賛成です。

確認の意味で二つ申し上げたいのですが、一つは、やはり国としてシェアリングエコノミーを本当に大事なイノベーションの種として、まず推進をしていくという大前提に立っていただきたいと私も強く思います。人口縮小時代にどうサービスや、生産性を向上させていくかも大事な論点ですし、特にアメリカ、ヨーロッパの例を見ても、テクノロジーと結びつく形でシェアリングエコノミーの新しいサービスが爆発的に成

長しているのがイノベーションの主力になっているというケースが多いので、日本だけ蚊帳の外に置かれてしまうようでは困りますねというのがまず大前提です。

その上で、インプリケーションとして考えないといけないのは、今日、市場規模のデータのお話もお持ちいただきましたけれども、日本ではマッチング手数料収入が2020年までに600億円に拡大というデータをいただきました。これを見ると、あまり大した話ではないと見えなくもないのですけれども、一方で、世界の市場規模は2025年には既に30兆から40兆円になるというデータもありますし、中国が発表しているデータだと、既に現時点で中国国内の市場規模は30兆円台だというように政府は発表をしています。信憑性はともかく、とにかく大きく加速をしている国では、既にその位の取引が行われている市場であるということが一点。

もう一つ、これがテクノロジーと結びついた時にどのくらい破壊的になり得るかという意味で言うと、バークレイズが最近出した自動運転車とライドシェアが結びついたときのインパクトというレポートで、これは自動車の完成車の販売市場の金額が4割程度縮小する可能性が高いと述べています。これは完全自動走行車ができれば、自動車の稼働率が著しく高まってほとんどの人は自分で所有をせずにライドシェアを利用するだけになるというシステムを想定しての話です。従って、消費者の利得は恐らく大きく向上している中で、製造業者の市場規模は大きく縮小をするということも起こり得る社会であるということを考えた時に、このシェアリングエコノミーに関わる様々な取引にどう薄く広く網をしっかりとかけていくかということが極めて長期で言うと大事なテーマであると感じています。

○中里会長

これについて、鈴木部長いかがでしょうか。

○鈴木準大和総研政策調査部長

おっしゃるように中国ではチャットアプリと決済アプリがあれば何でもできる。所有しなくてもできる、都市部では特にそうなっていると言われていると思います。先ほど少し申し上げましたが、日本を含む先進国の場合は、まだリテール決済のところで銀行システムがかなりかっちりしているので、かっちりしていないところで先行して非常にそういうやり方が拡大している。その金融の違いも現状はあるということではないかと思えます。

○中里会長

土居委員、お願いします。

○土居委員

御説明ありがとうございます。

今日のプレゼンテーションはこの議論を活性化するのにとても大事な論点整理をしていただいたと思って、感謝申し上げます。

今、梅澤特別委員がおっしゃったように、まさにシェアリングエコノミーの種をし

っかり芽を出させて花が咲くように我が国でしていかないといけないと思います。その意味で、一つ、消費税との対応関係で私が今日のプレゼンテーションを聞かせていただいていたことを申し上げさせていただきます。

資料の17ページに、まさにイコールフットィングという言葉で表現されているように、これは必ずしも税制のみならずということでもありますけれども、やはり税制でシェアリングエコノミーにどう対応するかという一つの重要なポイントはイコールフットィングだと思います。先ほど鈴木部長も言及されましたけれども、他の手段での取引とシェアリングエコノミーを通じた取引とで、どちらかが有利でどちらかが不利になるようなことが税制によって起こることは望ましくない。その意味で言うと、消費税は当然のことながらシェアリングエコノミーを通じて取引されるときには課税されないけれども、他の手段で取引される場合には課税されるというようなことがあった場合には、それはイコールフットィングではないというようなことではないかと思うわけで、そういう点でしっかりシェアリングエコノミーにも対応できるような税務の体制が必要だろうと思います。

ただ、我が国の場合は事業者免税点制度があって、免税点は、現在1,000万円で、C to Cを想定すると、事業者免税点以下の場合がありますので、そうすると、もともと他の手段でも課税されないしシェアリングエコノミーでも課税の対象にならないという人たちの間での取引があり得るという意味では、これを政策手段に使えるとは思いませんけれども、極端に言えば、消費税がそもそも他の手段でもかかっていない上にシェアリングエコノミーを通じた取引でもかからないということならば、それはそれとしてシェアリングエコノミーの取引を容認すると言いましょうか、それをむしろ温かく見守ると言いましょうか、そういう配慮もあり得るだろうと思います。

ただし、本当に1,000万円という金額が免税点として良いのかどうかという議論もまた別途ありますから、消費税制をどのように考えていくかというところも併せて議論をする必要があると思いました。

○中里会長

他に委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。

それぞれの業態について細かくお聞きしたいことはいっぱいあるのですが、また引き続き色々伺いすることがあるかもしれません。その時にはよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。改めて大和総研の鈴木様、市川様、貴重なお時間を頂戴いたしましたことに感謝申し上げます。この後も会議終了まで御同席いただけるとのことなので、よろしく願いいたします。

では、引き続き次の議題に入りたいと思います。

会議の冒頭でも申し上げましたが、経済社会の構造変化に対して税制としてどのように対応していくのかという点について、本日は個人所得課税の側面から御議論を賜ればと思っております。

事務局からも前回までの総会で皆様から御指摘いただきました点を踏まえて、所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点からの議論に資するような資料を用意していただきましたので、財務省、総務省の順にそれぞれ御説明をいただき、その後に委員の皆様から御意見や御質問を賜りたいと思います。

それでは、主税局の坂本税制第一課長、よろしく願いいたします。

○坂本主税局税制第一課長

資料はデスクトップ上の総13-2、表紙に「説明資料〔所得税〕」とあります資料をお出しいただけますでしょうか。

目次を飛ばしていただいて、まず初めに、これまでの経緯を簡単におさらいしたいと思います。2ページ目です。今年6月の骨太の方針です。個人所得課税については、所得再分配、多様な働き方への対応といった観点から、引き続き丁寧に検討を進めるとされています。

3ページ目は、昨年の政府税調の中間報告で示されました今後の課題でございます。3点、整理されています。

1点目の所得控除方式につきましては、諸外国の仕組みを参考に、「所得再分配機能を回復する観点」からあり方を見直す。

2点目は、働き方の多様化等を踏まえ、給与所得控除等の「所得計算上の控除」と基礎控除等の「人的控除」のあり方を全体として見直す。

3点目、老後の備えに関わります税制について、「働き方やライフコースに影響されない公平な制度」を構築するとされています。

以下、それぞれの論点に入ってまいります。

まず、「人的控除の控除方式のあり方」です。5ページ目に現在の所得税制の基本的な建付けを整理しています。左側に目を移していただきますと、現行の所得税では赤色に塗った課税所得が肝となる担税力の指標なのだという位置付けをしています。担税力を減殺させるような要素、扶養家族の人数云々は、この課税所得を計算する過程の中で所得控除によって反映させる。納税者の諸事情の斟酌は、いわばやり切った形で課税所得を導こうという思想です。

その上で、青枠にありますとおり、税負担の累進性、所得再分配機能、これは所得税の重要な機能ですが、超過累進税率の適用によってこれを実現しようという建付けになっています。

6ページは諸外国との比較です。日本は左端です。所得控除による納税者の負担軽減額に着目いたしますと、負担軽減額は高所得者ほど大きくなるということです。これに対し、真ん中の制度では負担軽減額は所得水準によらず一定となっています。右端の制度では一定水準以上の高所得者は負担軽減額が無くなっていくという形です。

7ページ目に控除方式の違いによる負担軽減効果を比較しています。左側の現行方式では、棒グラフの一番下の赤い部分を見ていただきますと、所得が高くなるほど負

担軽減額が大きくなっていきます。他方で、所得金額に占めます負担軽減額の割合を点のプロットで表現していますが、このように所得が高くなるほど小さくなるという意味で一定の累進性をもたらしています。

右側の税額控除方式では、実額の負担軽減額はどの所得水準でも同じで、負担軽減割合は現行方式よりもスティーブな傾きとなり、より強い累進性をもたらしているということです。

8ページ目に考え方を整理しています。一番左側が冒頭説明した現行方式の思想を書いています。これに対し真ん中の方式は所得再分配機能をより大きく高めようという考えです。右端の逡減・消失型は担税力の減殺調整がどこまで必要なのかという観点と所得再分配機能を回復しようという観点から、高所得者について現行方式を修正するという考えです。

続きまして、「働き方の多様化等を踏まえた個人所得課税のあり方」の検討で、まずはこれを踏まえた所得計算のあり方を整理しています。

11ページ目ですが、雇用者数の状況です。これは主に給与収入という形で収入を得ている方々の状況です。雇用者数が全体として増加傾向にある中、非正規雇用比率が上昇傾向にあるということと、右端の棒グラフのとおり、非正規雇用の増加のほとんどは高齢者の方々と女性です。

12ページ目が自営業者の推移です。これは給与収入ではなく事業収入としてでお稼ぎになっている方々の状況です。全体として人数は減少傾向にある中で、グラフの下の部分、伝統的な自営業の方々の割合が減る一方、一番上の緑色、雇用的自営という方々、保険外交員の方のように会社に仕えるという意味では給与所得者に近い。しかし、請負ワーカーで事業所得者ですという方々の割合が増えています。特に近年は先ほどのヒアリングにもありましたとおり、ネット経由で仕事を外注するクラウドソーシングが進んでおりますので、この増加傾向が足元を見ていただいても既に強まっていますが、さらに加速していくのではないかと見込まれます。

13ページは、兼業・副業の状況です。

現在、副業されている方々は約230万人で、副業を希望する者は、増加傾向で約370万人ということです。左下にありますように、働き方改革の中で副業・兼業を認めて普及促進を図るといようにされておりまして、働き方のますますの多様化が見込まれます。

こうした状況の中で14ページのように我が国の所得税制の特徴ですが、給与あるいは年金を特別扱いする格好で収入類型に応じて控除を設けています。働き方の違いによって税制の取扱いが大きく異なっている状況にあります。

15ページのとおり、所得税の負担調整の基本的なあり方は大別すると2種類あります。1つ目は、上段のように所得の種類ごとの負担調整に重心を置くというやり方。もう一つは、下段のように所得の種類ごとの負担調整は小さくして、働き方、稼ぎ方

の違いに対して税制をあまり斟酌しない、中立でいくのだという形をとり、桃色の人的控除の方に負担調整の重心を置くというやり方。この2つがあります。我が国の現行の所得税は上段に近く、イギリスなどは下段に近いのですが、働き方が多様化すると、今、申し上げたような状況の中で我が国の税制の未来像をどのように考えるのかということが課題になってくると思います。

以下、給与所得控除について整理しています。

16ページ、給与所得控除の概要です。最低65万円、給与収入に応じて遡増しまして、年収1,000万円以上の方は220万円という上限が入っています。

17ページは、この制度の沿革を整理しています。大正2年、勤労所得控除という形で制度を創設して以来、大きく3つの転換をしてまいりました。1つはシャープ勧告です。当時の給与所得控除は必要経費の概算控除としては大き過ぎるので引き下げるべしという勧告が出まして、昭和25年に大きく引下げを行いました。しかし、その後、昭和30年代、40年代ですけれども、高度成長下の賃金上昇に伴い負担の累増を緩和するために様々な控除の引下げが毎年行われるという状況にありましたが、特に給与所得控除について手厚い充実を行ったのが昭和49年までの流れです。

しかし、最近では必要経費の概算控除として、今の給与所得控除が大き過ぎるのではないかといったことを踏まえ、平成25年度に高所得者について限度額を設け、その後も限度額の引下げを行っているという流れです。

18ページに、今、申し上げた中の昭和40年代、充実した時期の見直しの内容を整理しています。下の数字の控除額にありますように、各種控除を毎年引き上げてまいったわけですが、上の減収の棒グラフをご覧くださいますと、赤色が給与所得控除ですが、ここに特に減税の重心を置いた見直しが行われていたことが見てとれると思います。その極め付けが昭和49年改正で、これは単年度の給与所得控除の減収だけで約1兆円という規模です。

19ページに昭和49年度改正を整理していますが、下の青線から赤線に控除を大幅に引き上げまして、現行制度の前の原型がまさにこれで形成されたわけです。

20ページに当時の40年代後半の政策環境と現在の政策環境の比較を行っています。昭和45年には、給与所得控除は右側のグラフを見ていただきますと、青の実線のラインにありました。一方で、では、実際に掛かっていた給与関連の経費、勤務経費はいくら位だったのかというのを当時の主税局が家計調査から計算をしております、これが大体年収の10パーセント程度だったということです。これをグラフの中にプロットすると、右側グラフの青点線というラインがあったので、高所得者の方々を見ると、実際に掛かっている勤務関連経費の方が給与所得控除の金額よりも大きいという逆転が起こっています。この逆転ゾーンの方々にしてみますと、こんな控除では自分の掛かっている経費に足りていないという実感がもしかしたらあったのかもしれない。かつ、当時は今のような特定支出控除、実額控除の制度も無かったので、その方々がレ

シートを集めて救われるということもなかったので不満があったのだらうと思われ
ます。

その意味で、当時の見直しにはある程度までの利があったとすることができると思
います。ですが、今日の状況を見ますと、赤の実線が現行の給与所得控除ですけれど
も、勤務関連経費は赤の点線ライン。大体年収の4%程度が今の家計調査に基づく調
査結果です。足りないではなく、今の控除は足り過ぎています。万一、個人的にこの
控除では足りないという方は実額控除もできる道が今は開かれていますので、状況は
大きく変わっているのだらうと思われま

21ページは諸外国との比較です。一番下の緑色のドイツ、その上の赤色のアメリカ、
紫色のフランスと比べまして青色の日本は圧倒的に高水準にあるということです。

22ページに勤務関連経費、先ほど4パーセントと申し上げた計算の内容を紹介して
います。

23ページは、先ほど言及しました実額控除、特定支出控除の制度の概要です。

24ページには、こうした実額控除制度の国際比較の資料を入れております。

次に公的年金等控除に移りたいと思います。

25ページが現行制度の概要ですけれども、この公的年金等控除の額は実線の通りで
して、点線の給与所得控除とほぼ同水準ですが、違いが二点あります。一つは最低保
障額が年齢によって異なるということ。もう一つは、高所得者への限度額が給与所得
控除と違って、無いということです。

26ページに平均的なモデル年金額と年金受給者の方の課税最低限を比較しています
けれども、課税最低限の方が高いということで、年金以外に収入のない方には所得税
の負担が掛からないという制度になっています。

27ページですが、昨年、会計検査院からこの制度についての指摘を受けています。
この公的年金等控除の制度は経済力が落ちているであろうということへの配慮である
のに、年金以外に高額所得がある人にも控除が適用されているという御指摘です。

28ページには主要国の年金課税を整理しています。上から順に年金の保険料を拠出
する段階とそれを運用する段階と一番下、給付の段階ということで、課税されている
のが赤色、されていないのは青色で整理しています。諸外国を見ていただきますと、
上の拠出段階と下の給付段階の少なくともどちらかに赤色があるのが見てとれると思
います。つまり、課税されているということです。右端のドイツ、フランスは給付段
階で課税があります。イギリスは給付と拠出の両方に課税があります。アメリカは拠
出の段階で課税がありますが、日本だけ拠出段階で課税がない上に給付段階でも手厚
い控除があり、国際的に見て異例な状況になっています。

29ページにアメリカの給付段階での制度を紹介していますが、これは公的年金
の給付額と公的年金以外の所得額の多い、少ないに応じて年金給付に対する控除割
合が決まる仕組みになっていまして、期せずして会計検査院の指摘と同じような問題

意識に立った制度設計になっています。

続いて、「ICT化を踏まえた所得把握のあり方」についてです。

31ページは先ほどのヒアリングにありました取引形態の変化を紹介しています。

32ページをお願いします。これも先ほど御紹介があった点ですが、左のように企業が個人に仕事を発注して、報酬を支払っているという場合においては、間にクラウドソーシング的な事業者が入っている場合でも同様ですが、企業はその報酬の性質にもよりますが、支払調書を税務署に提出する義務がありますので、企業が発注する仕事に関する限り、一定の個人所得の把握を税務署ができているという状況にあります。一方、右側のように個人が発注者になっているケース、これがICT化の中で増えていく見込みですが、この場合、支払調書は現行制度では不要ですので、税務署には情報は来ません。

このような中で、諸外国におきましては、緑色の部分にいる取引の仲介をしている方や資金の決済をしている方から情報を収集する制度を整えようということが進んでおります。33ページを飛ばして、34ページが諸外国の制度です。上段が法定調書、下段が情報提供要請権限ですが、この下段のように不特定の納税者に関する情報につきまして、この情報を持っている第三者、プラットフォーマーさんですとか決済事業者に対して情報提供要請ができるという制度を各国そろって整備しているということです。

また、フランスを見ていただくと、プラットフォーム事業者を利用者の収入等に関する法定調書の提出を義務付ける法律が成立しており、2020年から施行されます。

また、アメリカにおいては、決済業者が法定調書の提出義務を負っています。

イギリスは下段の第三者の情報提供権限のもとで決済業者等に対し、定期的な情報提供要請を行っているということで、実質的に法定調書制度があるのとある意味同じような状況が現出しています。

最後に、老後の備えに係る制度ですけれども、36ページにありますように、この老後に備えた資産形成については、NISAや財形のような金融所得の非課税制度のほかに、企業年金や個人年金等に関する諸制度があります。これらは働き方やライフコースによって利用できる制度が細分化されていて支援の大きさも異なっています。この制度のいわばジャングルをならして公平な制度の構築を考えていく必要があるのではないかと考えています。

37ページに退職所得の課税方式を載せていますけれども、現行制度の退職所得控除額の欄を見ていただくと、勤続年数が20年を超えると控除額が一段と高くなるという制度になっています。この点をまずどう考えるのかということがありますし、さらには、前のページの企業年金をはじめとする諸制度を全体として見直していくということになるのであれば、退職金もこれと一体的に考えていく必要があるのではないかと考えることもできると思います。

以上です。

○中里会長

坂本課長、ありがとうございました。

では、引き続き総務省自治税務局の池田市町村税課長、よろしくお願いたします。

○池田自治税務局市町村税課長

資料の総13-3「説明資料〔個人住民税〕」をご覧ください。

目次を飛ばして、2ページは、これまでの経緯です。

個人所得課税改革に係る個人住民税、所得税を通じた課題については先ほど財務省から説明があった通りです。個人住民税関係の留意点をこれまで政府税調の場で取りまとめていただいております。まず左に個人住民税の留意点として、1点目、地方公共団体が社会的なセーフティネットの提供主体になっているということ。2点目として、個人住民税は地域社会の会費的性格を持っているということ。3点目として社会保障制度と個人住民税が実質的にリンクしているということを御指摘いただいております。

また、右に、その結果としまして、1点目、地方公共団体の財源の適切な確保という観点が重要であるということ。2点目として、広く住民が負担すべきであることを踏まえ、納税義務者数の減少を招かないように留意する必要があるということ。3点目として、社会保障制度との整合性も念頭に置く必要があるということを御指摘いただいております。

続いて、「人的控除の控除方式のあり方」です。

4ページは、個人住民税における税負担の調整です。課税所得を担税力の指標として位置付けているのは所得税と同様です。異なっているのは、課税所得に対して個人住民税は比例税率10パーセントを適用しております。従いまして、個人住民税の税負担の調整は主として控除のあり方によって実現しております。

5ページは人的控除の種類及び概要です。個人住民税の人的控除は、個人住民税の地域社会の会費的性格から、所得税の控除と同様の体系としながらも、その金額は所得税よりも低く設定しています。ただし、本人の所得要件は、先般、見直しを行いました配偶者控除、配偶者特別控除も同様ですが、全て所得税と同様の所得要件となっております。

6ページです。比例税率のもとにおける負担調整制度の効果についてです。個人住民税は、10パーセント比例税率ですので、負担調整効果の観点から見れば、所得控除方式、ゼロ税率方式、税額控除方式のいずれも同じ効果ということになります。

7ページです。所得控除方式と税額控除方式の比較です。先ほど申し上げた通り、個人住民税は比例税率ですので、所得控除方式、税額控除方式どちらも同じグラフとなります。従いまして、負担軽減額は一定ですけれども、合計所得金額に占める税負担軽減額の割合は高所得者ほど減少します。

続いて、「働き方の多様化を踏まえた個人所得課税のあり方及び老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度のあり方」です。

9ページですけれども、個人住民税の所得計算の方法です。左の赤い点線で囲った枠の右側を見ていただいて、グレーのところですけれども、個人住民税の課税標準は所得税の計算の例によって算定することとされております。従いまして、地方税法上、特段の規定を置かない限り、各種の所得計算上の控除、給与所得控除、特定支出控除、公的年金等控除、退職所得控除は所得税と現在同一です。働き方や収入の稼得形態によりまして所得計算の方法が異なっているという点は所得税と同様です。

10ページが、給与所得控除制度の概要です。所得税と同様、65万円の最低保障額があり、控除限度額があります。個人住民税は翌年度課税であるため、控除限度額は現在230万円となります。

11ページが、公的年金等控除制度の概要です。年齢によって最低保障額がそれぞれ異なっています。また、給与所得控除と異なり、控除限度額が無いということは所得税と同様です。

12ページが、退職所得の課税方式でして、これも所得税と同様です。

最後に、13ページですが、「個人住民税における所得把握」です。

14ページをご覧ください。前回の会議でも御説明しました通り、報酬・配当・利子等の法定調書は、eLTAXを通じて国税庁から市町村へデータ送信されており、市町村の課税事務に活用されております。その他の法定調書についても調査を行っております。

従いまして、所得税における所得把握の精度向上、また、市町村における所得把握の精度向上、こういうものがなされますとお互いに所得情報を相互に情報交換しておりますので、お互いの所得把握の精度が向上していくといった関係になるということです。

個人住民税の説明は以上です。

○中里会長

池田課長、ありがとうございます。

それでは、ただいまのお二人からの御説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等があればお願いしたいと思います。

土居委員、お願いします。

○土居委員

個人所得課税に関する論点が浮き彫りになる形でのプレゼンテーション、どうもありがとうございました。

この議論をする時には、やはり国民にも誤解を招かないよう丁寧に議論する必要があると思います。財務省資料の冒頭にも書かれておりますように、骨太の方針2017、我々が取りまとめた昨年11月の中間報告、これをしっかり踏まえつつ、あらぬ誤解を招かないように丁寧に議論する必要があると思います。特に、これから言及しますけ

れども、給与所得控除の議論をすると、いわゆるサラリーマン増税なのではないかとか、公的年金等控除の議論をすると、それは低所得高齢者に狙い撃ち増税ではないかみたいな変な議論が惹起される可能性があるのですが、決してそういう話ではなく、個人所得課税の中で我々がこれまでも中間報告でまとめてきた問題が課題として残っていて、それをいかに克服するかということが重要だということをしっかり発信していく必要があると思います。

その上で、まず所得計算上の控除に関して言及させていただきたいと思います。所得計算上の控除は明らかに今のままで良いのかという問題があります。どういう意味かということ、これは資料13-2にも論点整理されていますけれども、税額控除という形ではなくて、広い意味での所得控除として所得計算上の控除が設けられていて、経済効果という意味では税額控除のような経済効果ではなく所得控除のような形の経済効果が及ぶので、所得再分配機能を弱めてしまっているということが問題だと思います。そういう意味では、どういう形に直すかは予断を許さないところがありますけれども、少なくとも今のままで未来永劫よいとは全く思いません。

その意味で言いますと、資料の25ページにありますけれども、公的年金等控除と給与所得控除の比較ですが、これは長年色々この図にまつわる議論があって、特に給与所得控除と公的年金等控除を比較した時に、公的年金等控除は手厚いということで世代間格差の是正を阻んでいるという議論は2013年8月に社会保障制度改革国民会議、これは神野会長代理、増田委員も御参画されていたものですが、そこでも公的年金等控除の問題点として指摘されていることであります。

そういう意味では、公的年金等控除は手厚いという話はそれなりに理解されているのですが、かといって、本当に問題がきちんと認識されているかということ、あらぬ誤解があるのではないかと思います。まさに25ページの図が表しているように、どこの部分で両控除が違うのかと言いますと、実は最低保障額が65万円である給与所得控除に対して公的年金等控除は120万円という話に何かと目が行きがちです。しかし、ここに着目すると、我々が狙っている所得再分配機能の回復という話とは全く違う展開に議論が及んでしまうのです。

例えば、両控除をどちらかの控除に合わせるということになると、120万円の公的年金等控除を65万円に引き下げるなどという話になれば、それは低所得の高齢者に対して事実上、増税するということを意図してしまうわけですから、当然、そういうことで所得再分配機能が高められるという話では決してないわけであります。かといって、330万円以上の収入を横軸にとってみると、これほど大きな差は、その中ではない。唯一、これも事務局が御説明されましたけれども、給与所得控除には適用限度額があるのに対して公的年金等控除には限度額がないという違いぐらいであり、両者の差はそれほど大きくない。そうすると、何が問題なのかということをもまずはきちんと整理する必要があります。

控除限度額が無いというのも一つの問題点ですし、もう一つの問題点を挙げるとすると、その次の会計検査院が指摘した27ページの給与所得控除と公的年金等控除を併用しているということで、それなりに経済力がある高齢者はダブルで両控除を受けていて所得再分配機能がそれだけ弱くなっているということこそがむしろ問題で、最低保障額が両控除で違っているということよりも、両控除を併用しているということにより所得再分配機能の弱化というものが問題だと私は思うわけです。そういう意味では、しっかりそういうメッセージを国民に向けて発信する必要があると思います。

○中里会長

ありがとうございます。

田近委員、お願いします。

○田近委員

意見というか、2つこれから議論を進めていく上でのお願いというか、特に事務局の方にやってもらえればと思う話ですが、第一点は、前回の会議で税務手続の電子化推進という話をしましたね。その話と今日の多様な働き方に関する税制、先ほど鈴木政策調査部長から御説明いただいたシェアリングエコノミーの中のCtoCあるいはギグと言いますけれども、請負労働の人たちのこと、大道芸人ではないけれども、そこで音楽をしている人たちをギグと言って、ギグ・エコノミーというのはそういう請負労働の人たちのことをいいますが、ICTを活用して税務手続をどう効率化するかというその話と今日議論している働き方あるいはシェアリングエコノミー、つまり、例えばCtoCとかギグ・エコノミーの中の問題というのは不即不離だと思うのです。具体的には、一つは電子化を進めることで所得捕捉をきっちりやり、また、納税者の利便性も高める、税務行政の効率化を進める。先ほどの例のCtoCにしてもギグ・エコノミーにしても、所得捕捉が重要だということは意を待たない。それが第一点です。

もう一点は、個人の請負的な労働、雇用的自営。請負的な労働が増えてきた時に今までの個人所得課税で対応できるのか。例えば、具体的に言えば、この人たちは自営業者になってしまうわけですから、給与所得控除は使えないわけですね。そういう人たちに対する課税所得を考えていくときには、人的控除を手厚くしていかなるを得ない。つまり、企業所得の問題、今まで色々と議論されてきて、その問題は重要だとしても、働き方が個人的な請負になっていったときには、もう給与所得者ではないのですから、給与所得控除は使えない。逆に言うと、またそこで新しいクロヨン的なものが起きるのかもしれない。控除の濫用というのですか。だから、個人所得課税がもし我々が考えている働き方の多様化というのが本当に重要なものと、私はそうなるだろうと思っているのですけれども、そうすると、これまでの日本の個人所得課税のやり方が対応できないのではないかということです。第一点は、今日もいろいろ制度の説明をいただいたのですが、ここで税調として議論する課題として、一つは電子化による税務行政の効率化。それと密接不可分なギグ、CtoCに対する税務行政だけではな

く税制としての対応。この全体のパッケージだと思うのですが、その辺りを示してもらいたい。もちろん、1回でそれが合意できるわけではないのかもしれませんが、この税調でそのテーマをシェアできたらと思います。

第二点は、ギグに関して、先ほど鈴木政策調査部長に質問したのですが、実はイギリスで今年の7月に鳴り物入りでテイラーレビューというのが出たのです。ブレア首相の時のアドバイザーの人がテイラーというのですが、彼がイギリスのギグ・エコノミーに対する報告書を書いています。まず第1は、被雇用者でもない、完全な請負でもない。その間が先ほどから日本語で言うと雇用的自営なのですが、まずその人をディペンデント・コントラクターとまずきっちり名前をつけよう。その上でディペンデント・コントラクターに対する労働条件の話とか税の話をやろうと。

第2は、日本の働き方が変わったということは私もそう思うし、合意なのですが、今日の財務省資料の11ページですが、雇用者数の推移です。日本の言葉で言うと年金の1号、2号、3号という言葉がここで多少使えると思うのですが、非正規雇用者は、従業員というものは、多分1週間の労働が30時間で切っていると思うのですが、30時間以内の人でも、130万円以下の収入の者は社会保険料を払わない。例えば、その人たちは1号であったり3号であったりするというところで、非正規労働者の中にも実は1号、3号に流れていく人がいる。

12ページは、もう自営業者、1号に限った範囲の中での請負ですから、この辺りも、もう少し精査して、日本における雇用的な労働、ディペンデント・コントラクターのまさに実像がどうなっているのか、これからどうなっていくのかというものをぜひ示してもらいたい。自分でやれよと言われるかもしれませんが、まさに実像把握だと私は思うのです。変化していく労働環境の中で自営的労働がどうなっているのか。それに対して、どこまでICTと税制改革で対応していくのか、そして、それがどのぐらいここで考えなければならないほど大きな問題か。その合意を形成してもらいたいということで、申し上げました。従って、前回と今日議論したのは別々の話ではなく、それを統合したような絵が見たい。ギグ・エコノミーに関しては、やはりまさに去年来、これまでこの税調で行ってきた実像把握をしっかりと行ってもらいたい。そのために今日、鈴木政策調査部長の御発表もいただいたのですが、以上が意見と要望です。

○中里会長

大変重要な御指摘だと思います。前回の話と今回の話を結びつけた何らかの資料を事務局にお願いしましょう。坂本課長、よろしくお願いします。

○坂本主税局税制第一課長

承りました。

○中里会長

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

大変参考になる御説明をどうもありがとうございました。

私からは、財務省資料の6ページについて、少しコメントさせていただきたいと思います。この図を見ますと、ちょうど一番左側に所得控除があって、これは高所得者ほど大きい減税、税負担軽減になる。真ん中にはゼロ税率と税額控除があり、それは所得水準によらず一定であるというようなことで切り分けられているかと思えます。ただ、このゼロ税率はドイツやフランスでも導入されているもので、去年の税制調査会の海外調査でも、ドイツの財務省でこのゼロ税率については田近委員や随行の方々と一緒に色々議論、意見交換をして帰ってまいりました。

6頁にございます「所得水準によらず一定」というのは、この下にある図、階段があるところの一番低い税率区分を減らして、それをゼロにした場合のお話です。すなわち、現在、5パーセントの最低税率区分というのが課税所得195万円までありますが、そのうちの例えば基礎控除に置きかえるのであれば、最初の38万円の部分をゼロパーセント、そして、38万円から195万円までは5パーセントに、195万円から330万円までは10パーセントに、そういう仕組みにした時には、このような効果が出ます。しかし、195万円までは5パーセントという税率区分の金額の大きさ（横の長さ）はそのままにして、この図で言うと左側に新たに38万円のゼロ税率区分を設けるとしたら、それは現在の所得控除と全く同じです。すなわち、基礎控除はゼロにしますが、税率をゼロから38万円まではゼロパーセント（ゼロ税率区分）、38万円から233万円までは5パーセント、233万円から368万円までは10パーセントというようにいたしますと、合計所得金額がいくらの人であっても、他に変わりが無い限り、税負担は現在と変わりません。そういうことですから、ゼロ税率はドイツでも良いアイデアだということになりましたけれども、大切なのは、そのつくり方です。現在と比較して、どうゼロ税率区分を入れるのかということです。例えば、今は基礎控除が38万円ですが、そのうちの19万円をゼロ税率区分に置き換えると、全部を置き換える場合に比べて半分くらいの「所得水準によらず一定」という効果があるようなものをつくれることはつくれる。そういう意味では柔軟なつくり方はできます。ただ、ゼロ税率だから所得水準によらず一定ということではないということを申し上げたいと思います。

また、右側には所得控除の消失型がありますけれども、これは配偶者特別控除については従来から入っておりましたし、配偶者控除についても、今年から入りました。所得控除の消失も、行いやすいことは行いやすいかもしれない。逆に言うと、ゼロ税率で配偶者控除もゼロ、基礎控除もゼロ税率化、そして、扶養控除もゼロ税率化となると、ゼロ税率区分が人によって違ってくるといようなことになって、従来、私たちが考えた税率表というものとは違うイメージになってきます。それでも良いかもしれませんが、現在の所得控除の中には、ゼロ税率区分に変えるのにはなじまないものもあるかもしれません。

もう一つ、租税法のつくりとして課税最低限という制度を持っていて、これよりも下の所得を把握する能力を課税当局はほとんど持っていないだろうと思われます。ですから、そういうことも一応考慮しながらこれらについて考えるようなことが必要です。今、田近委員からギグ・エコノミーのお話も出ていましたけれども、いわゆるC to Cのところでは微少な取引をやっているようなものについて、課税当局はそもそも把握しない前提で租税法ができているということもありますので、そういうようなことも背後に考えておく必要があるかと思えます。

この所得控除方式の見直しということを昨年の税調で色々と議論をして、いわゆる合計所得金額、つまり、純所得というものを把握する段階とその後の様々な人的事情、いわゆる担税力を考慮する段階を切り分けた方がいいだろう、その方が公平につながるだろうということ、それには全面的に賛成いたしますけれども、その中で一体何がこの合計所得金額に達するまでのものなのか、控除すべきものなのかというところは、しっかりと考えておく必要があるだろうと思えます。特に給与所得に関して、いわゆるヒューマンキャピタルというのか、あるいは人づくりという言葉を使ってもいいのですが、そういうような関連の支出は合計所得を獲得するための費用であるか、それとも、それは人的な事情と考えるのかというところがなかなか難しいのではないかと思います。

財務省の資料の22ページになりますが、ここでは給与所得に関する支出額に関するものにどのようなものがあるかということで、小遣いやつきあい費などというものまで入っていました。個人消費的なものも入れて一応考えられているのかもしれないのですが、むしろ現在では、自己研修費用というようなもの、これは特定支出控除の中にも入っていますが、こういったものをもっとしっかりと認める、そして、それはやはり所得を獲得するための費用なのだというような考え方も大切ではないかと思えます。

確かに高所得者が費用を使えば、それによる税負担の軽減効果は大きいです。それは売上原価であってもそうですし、減価償却費であってもそうです。累進税のもとで費用控除をすれば、それによる税負担の軽減効果は所得ブラケットで違ってきますが、それは累進所得税が持っている特徴です。原資に対する課税はしないというのが資本主義国における所得税の大原則だと思いますので、そこのところは堅持する形で、合計所得金額までのものと、そこから先のものというのを切り分けることが大切ではないかと思えます。

○中里会長

詳しい点まで色々とありがとうございました。

野坂委員、お願いします。

○野坂委員

本日は、財務省、総務省からこれまでの議論をうまくまとめた資料を提示いただき

まして、ありがとうございます。

私からは大きく2点、申し上げたいと思います。

昨日、総選挙が行われて、大きな争点、論点の一つが全世代型社会保障制度だったと思います。どこまで選挙で議論が深まったかは色々な議論があるかと思いますが、少なくとも国民に対して全世代型社会保障の問題点を何らかの形で国民にもアピールし、そして、国民もそれなりに考えていただいたと思います。

それを踏まえて、今日の資料を見ますと、やはり全世代型社会保障制度を持続的に維持するためには、負担も全世代型でどのように賄っていくかという議論が当然これから必要になってくると思います。その観点で言うと、今日の資料にある公的年金等控除の部分ですけれども、やはり会計検査院の指摘にありますように、ある程度の所得のある豊かな高齢者の方にはそれなりの応分の負担をしていただくことの流れはやむを得ないというか、丁寧に説明を申し上げて、そういった議論を進めていくことが必要ではないかと考えます。

もちろん、先ほど土居委員が指摘されたように、そういった議論をするとすぐ高齢者に負担を増やすのかという議論に短絡的に結び付きがちですが、ここは選挙結果を踏まえて全世代型社会保障制度を国民のみんなで考えようという中では、この問題は避けて通れないし、ぜひ丁寧な議論をしながら前進させていただきたいと思います。

2点目は、先ほど来、各委員からお話が出ている所得控除の見直しの問題です。やはりこれまで政府税調で議論をしてきた中で所得再分配機能が弱まっているということについては、おそらくほぼ意見は一致していると思います。それゆえ、昨年の中間報告でゼロ税率、税額控除あるいは控除額を逡減・消失させる方式、3つの案をメニューとして提示したわけでありまして。この問題意識は、1年たった現時点でも全く変わらないわけでありまして、このメニュー、それぞれもちろん一長一短があって、どれが良いかということを決め打ちすることは難しいのですけれども、やはりさらに議論を深めて所得再分配機能を強化するために国民としてどうあることが望ましいのか、しっかり議論すべきだと思います。

どれが良いか決め打ちはもちろんできないと先ほど言いましたけれども、一方で、岡村委員が指摘されたように、既に配偶者特別控除で逡減方式を導入している。これは国民に定着しているという理解ができると思うので、それを踏まえて、仮に導入する場合には非常に国民がなじみやすい、そして、理解しやすい制度の方が良いかなという印象はありますけれども、もちろん今後の議論、さらに深める必要があると思っております。

いずれにしても、所得の再分配機能を強化するために人的控除のあり方、これはすぐということではないかもしれないけれども、中長期的な課題になるかもしれませんが、丁寧に議論する、国民に説明していくということが大事だと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

大田委員、お願いします。

○大田委員

財務省の参考資料の49ページに所得種類別の所得者数の推移があります。これを見ますと、公的年金等受給者が急増しており、高齢者はもともと資産まで含めた経済力のばらつきが大きい。給与所得者は微増ですが、ここには非正規が4割近くいる。事業所得者は減っている上に3割が雇用的自営であるということで、それぞれの所得で控除を受ける人の状況がかなりばらついてきております。要は色々な人がいるわけです。こういう中で所得控除のあり方を考えますと、最初からケース分けして、一定以上の所得がある人はこうするとか、年金以外の所得がある人はこうするというのをやっていきますと、かなり複雑になってきますし、先ほど田近委員も言われた所得の捕捉の問題まで含めるとアンフェアな面も出てきます。したがって、まずは税制としてのあるべき姿をきちんと整理することが必要だと思います。

つまり、給与所得控除は経費控除としての性格を明らかにする。公的年金等控除は経費控除ではありませんし、社会保険料は控除されているわけですから、年金課税として整合性のとれた形にする。その上で、全体として共通の控除である基礎控除の役割を明確に位置付けるということが必要だと思います。

もう一点、退職所得への課税も触れてくださっています。規制改革推進会議で転職に不利になる制度を変えようというレビューした時に、企業年金はiDeCoの導入でかなり改善され、残るは退職金です。勤続年数が20年を超えるとかなり有利になる制度になっていますが、今、転職が増えておりますので、ここはぜひ改革すべきだと思います。

○中里会長

貴重な御指摘、ありがとうございます。

平田委員、お願いいたします。

○平田委員

印象論みたいなことでまぜ返してみたいな話になるかもしれませんが、2つ。

1つ目は、シェアリングエコノミーのお話が最初にありまして、梅澤特別委員からマーケットはまだ小さいという話がありました。これからさらに大きくなっていくことではあるけれども、当面はこの程度の規模であれば、オタマジャクシがもう少し丸々とした食用ガエルになる位まで、少し温かく事業が発展するのを見守る。大田委員が規制緩和とおっしゃると、いきなり税務署が出てくるというのではなかなか事業は生まれません。だから、この辺はもう少し慎重に見守ってはどうかというのが私の意見です。

というのは、中国に「政策があれば対策あり」という言葉があります。一昨年 of 相続税の改正で、今、地方では東京近郊もそうですけれども、相続税対策のためのアパ

一トが急増しているわけです。これは貸出先のない地方銀行とか、相続税を逃れるとか軽くするためにあえて銀行からお金を借りて、そこに宅建業者も入ってというようなことで、このまま放っておくと社会問題にもなりかねないような状況になっている。こういうことがシェアリングエコノミーのところで起きないようにするために、慎重な課税ということが良いのではないかと思います。

2つ目は、先ほどから年金の話が出ておりますけれども、これは私の個人的な感想ですが、確かに所得階層別の負担の不均衡というか不公平という歪みが出ていることは先ほどのグラフで分かったのですが、やはりこの問題は、基本的にこの制度ができた時に想定していなかった高齢化問題、年金受給者がどんどん増えてくるといった問題が基本にあるわけで、ここだけを少し対策でいじっても、なかなかこれは問題があるのではないかと。

とりわけ今回の選挙で消費税の使い道について具体的なことが決まったわけではありませぬけれども、そういう公約が出てきた。消費税の目的税化が進むとなかなか財政運営、財政を再建していく上でも色々と問題が出てくるのではないかと。ですから、消費税がますます目的税化していけば、かえって所得税の方の役割、基幹税制である所得税の役割が改めて変わってくるのではないかと。ですから、今回、シリーズで控除制度のところを少し議論してはいますが、その根元のところでは、こういう状態の中で基幹税制である所得税をどう考えていくかということ想定しながら議論を進めていくべきではないかと。

○中里会長

ありがとうございます。

田中特別委員、お願いいたします。

○田中特別委員

もうお話が出ているのですが、今の給与所得控除を考える時に、費用控除という原則論と公平に所得を再分配するという2つの考え方から検証する必要があると思うのです。その時に社会保険料負担と一緒に考えないと現実が見えてこないと思います。特に、ここのテーブルではなかなか社会保険料の部分までお話が出ないのですけれども、当初、例えば、法人成りというような考え方があって、法人になった方が給与所得控除があるからメリットがあるのだというお話が一般の話として出ていましたが、実際は社会保険料まで考えると決してそうではないということもあるし、実感として、まさにそういうことは一緒に考えていかないと難しいのかなと思っています。

もう一つの要素として、コンプライアンスコストをどうするのか。両方にとって微細なものまで完全にやれというようなことがお互いの利益でないことについてどこかで線引きをするという考え方もあると思います。先ほどのシェアリングエコノミーで個人が行う部分については、そんなにビジネスライクでないものについては控除するというような考え方、土居委員の考え方みたいなものも実際にはあるのかなと思いま

すので、やはり色々な面から検証する必要があると考えます。

○中里会長

ありがとうございます。

土居委員、お願いします。

○土居委員

所得控除の話で、所得制限をつけるという話が何人かの委員の方からありまして、確かにこの前の配偶者控除の見直しでその方法が用いられたということだと思います。

ただ、やはり一つ指摘したいのは、そうは言っても、複雑だということは否めないわけです。所得控除を税額控除に変えるとどのような効果があるのかということや直ちに納税者が計算するのはなかなか難しい。ですから、今の所得控除のまま所得制限がつくと高所得者にはその恩恵が無くなっても中低所得者には恩恵が残されるということは分かるにしても、すぐ計算が及ばないので、税額控除にいきなり変えると納税者がそれについて賛否をなかなか言いにくいという話になるのかもしれない。そういう意味では、所得控除から税額控除ないしゼロ税率というところの補助線として所得控除の所得制限付きというのは分かるのですが、それが最終形か、たどり着く我が国の所得税制の最終形かという、それはあくまでも中間点としては仮にあったとしても、最終的にはもう少し簡素な所得税制を目指すべきだということ言えば、やはり税額控除に関する国民の理解もきちんと深めてもらえるような取組みもあわせて行うべきだと思います。

もちろん、岡村委員がおっしゃるように、所得控除の意味というのは、それはそれとしてあるので、それに適用するのがふさわしいようなタイプの控除、実額で差し引くとか、そういうようなものは、それはそれとして、何でもかんでも税額控除すればいいということを私は申し上げるつもりではありません。

○中里会長

梅澤特別委員、お願いいたします。

○梅澤特別委員

先ほど大田委員が言われたそれぞれのタイプのそれぞれのセグメントの中はかなり幅があります。一個一個手当てをしていくと複雑になるというのは、まさに私もその通りだと思います。公平と簡素をきちんと実現しませんかということ。そのために、あるべき姿は何ですかと。私は今までの議論を受けて最終形として考えるべきは、基本、人的控除に一元化することと、収入のタイプによらず必要な経費控除の仕組みをヒューマンキャピタルへの投資も含めてつくる、という2つに収れんすべきではないかと考えています。

そのあるべき姿をつくった上で一気に飛べるのか。多分皆さんの議論を聞いていると、とても無理ですとおっしゃられているように聞こえるのですけれども、飛べないとしたら、どういうステップを刻んでいくのか、無用に敵対勢力を増やさずにあるべ

き姿にたどり着けるのか。要は部分最適で色々な制度を積み重ねていけばいくほど既得権益者をつくることになるので、それをもう一回外すときに苦労はさらに大きくなりますから、やはりトゥ・ビーの姿を見据えた上でステップを賢く刻んでいくという議論ができたらいいと思っています。

○中里会長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

今日もなかなか難しい問題がたくさん出てきたのですけれども、皆様には活発に御議論いただきまして、様々な御意見、御指摘を頂戴いたしました。ありがとうございました。

今日は、前半には大和総研の皆様からヒアリングを行い、後半では経済社会の構造変化に対して個人所得課税の側面からの対応のあり方について御議論いただきました。

次回の総会ですけれども、先ほど宿題になりました資料を事務局から提出していただくとともに、本日までの総会での議論を踏まえまして、さらに皆様から御意見、御議論を頂戴するセッション、フリーディスカッションのようなセッションでしょうか、それを設けさせていただければと思っていますけれども、そのような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○中里会長

ありがとうございます。次回の会議におきましても、さらに深く皆様に御議論いただければと思っております。

それでは、次回の開催の詳細につきましては、事務局から改めて御連絡をいたしますので、この辺りで本日の議事は終了したいと思います。

本日の会議の内容につきましても、この後の記者会見で御紹介したいと思います。

お忙しい中お集まりいただきまして、本当にどうもありがとうございました。